

紹介手数料の返還

採用決定者が、甲に入社後、自己都合退職または甲の就業規則に基づく解雇その他採用決定者の責めに帰すべき事由によって甲を退社することとなった場合（以下、総称して「退職」という。）、乙は甲に採用決定者の退職日の属する月の翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込み送金の方法により、次の通り紹介手数料を返還するものとする。

- 1) 入社後 1 ヶ月未満で退職 : 紹介手数料の 80%
- 2) 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満で退職 : 紹介手数料の 50%

但し、甲の採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なる等、退職について甲に責めに帰すべき事由がある場合又は退職が採用決定者の責に起因しない場合は、この限りではない。